

IPCC (Intergovernmental Panel for Climate Change) : 気候変動に関する政府間パネル。1988年に、UNEP (国連環境計画) と WMO (世界気象機関) により設立された。人為的な気候変動のリスクに関する最新の科学的・技術的・社会経済的な知見をとりまとめて評価し、政策立案者にアドバイスとカウンセラーを提供することを目的とした政府間機構であり、次の特徴が挙げられる。

- (1) 政府関係者に限らず、世界の科学者が参加している。
- (2) 参加した科学者は新たな研究を行うのではなく、発表された研究の調査・評価を行う。
- (3) 科学的知見を基にした政策立案者への助言を目的とし、政策の提案は行わない。

IPCC には3つの作業部会があり、第一作業部会 (Working Group I) は気候システム及び気候変動に関する科学的知見を、第二作業部会 (WG II) は気候変動による社会経済システムや生態系の脆弱性、気候変動の影響及び適応策を、第三作業部会 (WG III) は温室効果ガスの排出抑制及び気候変動の緩和策を評価する。2007年5月に第4次報告書を作成。

UNFCCC (United Nations Framework Convention on Climate Change) : IPCC の報告などにより、気候変動に対する国際的な取り組みの必要性が認識され、1991年から始まった国際交渉の結果1992年にリオデジャネイロで開催された地球サミットにおいて155ヶ国が「気候変動に関する国際連合枠組条約」に署名、1994年同条約が発効した。同条約では、温室効果ガス濃度を、気候システムに対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で安定化させることを究極の目的とし、「共通だが差異のある責任」の原則のもとで、条約の附属書締約国が率先して温室効果ガス排出削減に取り組み、温室効果ガス的人為的排出のより長期的傾向を是正させるような政策を策定し対応措置を講じることを求めているほか、附属書締約国と呼ばれる先進国に対して、途上国に気候変動に関する資金援助や技術移転などを実施することを求めている。条約の目的(2条)に、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目的とするところがある。

COP/MOP (Conference of the Parties serving as the Meeting of the Parties) : COP とは締約国会議の略で、環境問題に限らず、多くの国際条約の中でその加盟国が物事を決定するための最高決定機関のこと。よく耳にするのが国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) の附属書締約国会議 (COP-UNFCCC)。1997年京都で開催された COP3 で京都議定書が採択され、2005年2月に発効した。しかし、必ずしも気候変動枠組条約のすべての締約国が京都議定書の締約国にはならないため、京都議定書には別の最高決定機関が設置されている (MOP)。ただし、条約と議定書のメンバーはほぼ重複することから、京都議定書の場合には、条約の COP が議定書の MOP を兼ねることになっている (COP/MOP)。Parties は締約「国」を指すが、EU 等も参加している。

京都議定書 (Kyoto Protocol) : 京都議定書は、気候変動枠組条約の究極的な目的の達成に向けて、附属書 国 (先進国) の国別排出総量に、法的拘束力のある削減目標を課したものである。1997年12月に京都で開催された COP3 で採択された。正式名称は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書 (Kyoto Protocol to the United Nations Framework Convention on Climate Change)。気候変動枠組条約の附属書 国となっている先進国や市場経済移行国が、2008~2012年の間に温室効果ガス排出量を1990年レベルより全体で5%以上削減することを定めている。この時点で、日本6%、欧州連合15か国8%、アメリカ7%の削減約束を負った。2004年11月、ロシアの批准により、京都議定書の発効要件が満たされ、2005年2月に発効。2005年11月、京都議定書第一回締約国会合 (COP/MOP1) が開催された。

しかし、経済発展をおこなう以上、多量の二酸化炭素を排出せねばならない発展途上国の自発的参加が見送られ、当初推進していたアメリカも後に受け入れを拒否（アル・ゴア副大統領（当時）は批准を推進するも、自動車・電力などの業界からの反対を受けクリントンが批准を断念、ブッシュはその政策を引き継ぐ）。

京都メカニズム(Kyoto Mechanisms)：京都議定書において定められた、温室効果ガス削減をより柔軟に行うための経済的メカニズム。先進国などでは既にエネルギー使用効率が高く、温室効果ガスの排出量削減の数値目標を国内のみで達成することは困難と言われており、効率改善の余地の多い国で取組を行った方が経済的コストも低くなることから、他国内での削減実施に投資を行うことが認められている。対象国・活動の種類により、それぞれ「クリーン開発メカニズム」(CDM：先進国が途上国で温室効果ガス削減事業に投資し、削減分を目標達成に利用できる制度)、「共同実施」(JI：先進国が他の先進国の温室効果ガス削減事業に投資し、削減分を目標達成に利用できる制度)、国際排出権取引(先進国どうしが削減目標達成のため排出量を売買する制度)の3つからなる。

CCS (Carbon Dioxide Capture and Storage)：二酸化炭素回収・貯留は、発電所や工場等の大規模排出源から分離回収した二酸化炭素を地層に貯留する技術。CCS は、2005年のIPCCの特別報告書においても「大気中温室効果ガス濃度安定化における主要な対策の一つ」と認められ、2007年のIPCC第4次報告書で正式に地球温暖化問題の対応策として位置づけられた。

ロンドン条約：1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約。1975年に国際発効。日本は締約国。海洋汚染防止の規制強化のため1996年議定書が採択された。同議定書は、廃棄物の海洋投棄を原則禁止とした上で、海洋投棄を検討できる廃棄物の種類を附属書に限定列挙し、当該廃棄物の海洋投棄の際に環境影響評価等を求める許可制度の導入等を規定している。同議定書は2006年3月に発効した。地球温暖化対策施策の一つである二酸化炭素地中貯留についての認識が高まり、1996年議定書に定める投棄可能な廃棄物として、海底地層に貯留される二酸化炭素を追加することを内容とする議定書改正案が2006年11月の議定書締約国会議において採択された。同議定書については、我が国としても、海洋環境保全を確保する観点から、2004年に海洋汚染防止法を改正するなど、その締結に向けた準備を進めてきたところ。2007年5月に二酸化炭素海底地層貯留に関連する改正法案が国会で成立。同国会において我が国の議定書への加入も審議されている。

環境税 (environmental tax)：環境負荷の抑制を目的とし、課税標準が環境に負荷を与える物質に置かれている税をいう。従来主流であった規制的手法ではなく、経済的手法で環境問題を解決するために導入される税の総称である。環境税によって外部不経済が経済の内部に取り込まれることが期待される。環境省は2005年10月の発表で、炭素の排出1トンにつき2400円の環境税(炭素税)を、2007年に導入することを提案した。しかし、2004～2005年度に政府内で導入の是非について検討が行われたが、2004年度は産業界の強い反対や環境税の効果を明確に示すことができなかった等の理由で見送られ、2005年度は、産業界の反対や、効果についての明確な根拠がないなどの課題がクリアされなかったこと、更に経済状況の変化として原油価格の高騰により、エネルギー価格を更に上昇させるような対策が忌避されたこと、小泉内閣によって「小さな政府」が標榜されていたことにより増税に対する合意が得られにくいといった状況から、導入が見送られた。